

## 第 624 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 9 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（9 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之			4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行			8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容				
13	小柴 賢次郎						

4 欠席委員（5 人）

3	丸 文浩	7	渡邊 和巳	11	森田 泰彰	12	安田 和永
14	鈴木 伸江						

5 事務局職員（4 人）

局長 棟方 雅典	係長 平野 重樹	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について



第 624 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。それでは第 624 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、3 番丸委員、7 番渡邊委員、11 番森田委員、12 番安田委員、14 番鈴木伸江委員が欠席となっております、委員 14 名中 9 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。（報告事項）台風 7 号、10 号について。昨今のコメ不足について。農協の仮払金が 16,200 円。</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 624 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりま</p>

<p>議長</p>	<p>して、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>4番 川口委員、5番 稲村委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p><b>【議案第1号】</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から8番ですが、権利者が同一申請人ですので、従来ですと一括で審議し、個別の採決としておりましたが、1番については、鈴木伸江委員に関する案件ですので、1番についてのみ、個別に審議、採決とし、2番から8番を一括で審議、個別の採決の方法としてよろしいでしょうか。</p> <p>(声：異議なし)</p> <p>それではご承認を得ましたので、議事に入ります。</p> <p>議案第1号1番を議案といたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>現地調査及び説明ですが、14番鈴木伸江委員に関する案件ですので、変わりました私より説明させていただきます。</p> <p>議案第1号1番について、申請地を9月2日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>市営住宅新小原団地より北東の方向600m付近に所在し、耕作が行われていない農地であります。</p> <p>権利者はファーマインドであり、ブドウ栽培の規模拡大を行うため、まとまった農地を探しておりました。</p> <p>自作地にも近く、日照条件や土地の形状も良いことから、規模拡大を目的とする、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、ブドウ栽培を計画しております。</p> <p>それでは、事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（山口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、農地所有適格法人の要件を満たした法人で、令和3年10月に農地法第3条許可による農地購入、並びに農業経営基盤強化促進法農地中間管理事業による賃貸借権設定を行い、岩瀬地区において農地の集約化を図り、現在約8.3haのブドウ栽培を行っており、袖ヶ浦市においても約2haの耕作地を有する法人であります。</p> <p>今回、規模拡大を目的とした農地取得を行うための申請でございます。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地3筆2,550㎡、権利者の耕作面積、102,851㎡、従農数は社員4名の他、臨時雇員6名であります。</p> <p>法人が農地を所有できる条件として、農地所有適格法人の要件を満たすことが必要となりますが、当法人は、この要件を満たされていると判断できることから問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番から8番ですが、権利者が同一申請人ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思います。</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、14番鈴木伸江委員は欠席のため、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>議案第1号2番から8番について、14番鈴木伸江委員は欠席のため、事務局から一括で説明いたします。担当農業委員より申請地を8</p>

議長	<p>月 3 1 日に現地確認した結果、問題ないとの報告を受けました。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>市営住宅新小原団地より東の方向 500～600m 付近に所在する農地で、何れも長年耕作が行われていない休耕地であります。</p> <p>権利者は、岩瀬地区で行っているブドウ苗木の植樹が完了したことから、規模拡大を図るため、まとまった農地を探しておりました。</p> <p>今回、西大和田地区で農地の取得目途がついたので、売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、ブドウ栽培を計画しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 5 番は承認されました。</p>

議長	<p>次に、議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号6番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号7番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号8番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号9番については、森田委員に関する案件ですので、変わりに現地調査及び説明を、5番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第1号9番について、申請地を9月3日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津中学校より北西の方向200m付近に所在する農地です。</p> <p>権利者は、園芸植物のランを温室栽培により生産している者です。</p> <p>申請地は、自宅及びラン栽培地に隣接し、一体的に利用ができ、事業拡張に適していたことから申請地を購入しようとするもので、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、ブルーベリー栽培を計画しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、自宅に隣接している土地に温室を設置し、園芸植物のラン栽培を行っている者です。</p> <p>今回、自宅脇に隣接する農地を取得し、新たにブルーベリー栽培を</p>

<p>議長</p>	<p>しようとする計画であります。</p> <p>申請地は、市街化区域農地 484 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積、660 m<sup>2</sup>、従農数は 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 9 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第 1 号 9 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第 2 号】</b></p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番と 2 番ですが、権利者が同一申請人ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、1 1 番 森田委員が担当でございますが、本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>議案第 2 号 1 番および 2 番について説明いたします。申請地を 8 月 30 日に確認したことの報告をうけております。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津小学校より北東の方向約 250 m に位置する農地であります。</p> <p>権利者は申請地の隣接地で旅館を営んでおり、陸上関係者が合宿や大会前の調整などで利用することが多く、その中で、外での練習スペースが欲しいとの要望が多数あり、運動場を増やすため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p>

<p>議長</p>	<p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>運動場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号3番から6番ですが、権利者が同一申請人ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、11番 森田委員が担当でございますが、本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>議案第2号3番から6番について説明いたします。申請地を8月30日に確認したことの報告を受けております。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津公民館より南西の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、いずれも義務者が高齢であることから耕作が困難となっており、また、権利者が太陽光発電施設を設置するにあたり、太陽光が阻害されず日照条件の良い適地であるため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p>

<p>議長</p>	<p>よって議案第2号4番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号6番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号7番から9番ですが、権利者が同一申請人ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、3番丸委員が担当でございますが、本日欠席のため、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>議案第2号7番から9番について説明いたします。申請地を9月1日に確認したことの報告を受けております。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR青堀駅より南の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、グリーンエネルギーを通じて持続可能な開発目標に貢献することを目指す法人で、高齢のため耕作地として維持することが困難になった土地を太陽光発電施設として利用することで義務者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p>

<p>議長</p>	<p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号7番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号8番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号9番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号9番は承認されました。</p>
<p>平野委員</p>	<p>次に、議案第2号10番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p> <p>議案第2号10番について申請地を9月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>中央公民館より南西の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、セカンドハウスとして新築の戸建て住宅の建設を考えており、本件土地は海や高速道路からも近く、将来的な永住地として条件が良いため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p>

<p>事務局（樋口）</p>	<p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号10番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号10番は承認されました。</p>
<p>平野委員</p>	<p>次に、議案第2号11番について説明をいたします。</p> <p>議案第2号11番について申請地を9月2日に確認しました。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より西の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は太陽光発電発電事業を営む法人で、太陽光発電施設の設置基準として、必要面積が確保でき、陽当たりが良く、道路に接しているといった条件を設けており、本件土地はそれらの条件に合致することから所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p>

<p>事務局 (樋口)</p>	<p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号11番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号11番は承認されました。</p>
<p>平野委員</p>	<p>次に、議案第2号12番について、説明をいたします。</p> <p>議案第2号12番について申請地を9月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より南の方向約750mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は現在、千葉県外に居住しており、農地の管理が困難になっていたところ、太陽光発電施設用地として陽当たりなどが良好であったことから権利者に売却する運びとなり、所有権移転を伴う転用申請</p>

事務局 (樋口)	<p>をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号12番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号12番は承認されました。</p>
平野委員	<p>次に、議案第2号13番について、説明をいたします。</p> <p>議案第2号13番について申請地を9月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>佐貫町駅より北東の方向約1.5kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必</p>

事務局 (樋口)	<p>要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号13番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号13番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号14番について、担当委員現地調査及び説明を、4番 川口委員、お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第2号14番について申請地を9月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p>

	<p>竹岡コミュニティセンターより南西の方向約500mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号14番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号14番は承認されました。</p>

議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長（棟方）	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出であります。市街化区域内にある農地の権利移動3件です。1番から3番は専用住宅として所有権移転するもので、面積はそれぞれ1番が486㎡、2番が699㎡、3番が45㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>（山口：農地パトロール実施について（10/7～11/20）の約2か月）</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、10月3日木曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時10分</p>